

ヘルプマーク導入のお知らせ



ヘルプマークとは、義足や人工関節を利用している方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、鞆などにこのマークをつけることで、周囲の方に手助けや配慮の必要性を知らせるものです。

■対象者

義足や人工関節を利用して

いる方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。

■配布物

ヘルプマークをデザインしたストラップ（赤色）

■配布時期

5月1日（火）から

■配布場所

健康づくりセンター

※配布は無料ですが、申込用紙の提出が必要です。

■お問い合わせ

保健福祉課

介護・自立支援グループ

自転車損害賠償保険加入が義務化

北海道自転車条例が施行

北海道自転車条例が平成30年4月1日より施行され、平成30年10月1日より自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたほか、乗車のヘルメット着用や夜間時のライトの点灯、自転車側面への反射板の装着が努力義務として定められました。

■お問い合わせ

北海道地方創生局地域戦略課

（☎011・204・5148）

ご存知ですか「無期転換ルール」

《無期転換ルールとは》

平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が反復更新されて通算5年をこえたとき、平成30年4月以降は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルールです。

■お問い合わせ

北海道労働局

雇用環境・均等部指導課

（☎011・709・2715）

国民健康保険税 賦課限度額の改定及び軽減対象の拡大

平成30年度より国民健康保険税の基礎課税限度額が改定しました。また、所得基準による軽減対象が拡大となりました。

◎税率・賦課限度額の改定

		H29年度	H30年度
医療分	所得割	8.00%	7.95%
	均等割	18,000円	18,400円
	平等割	24,000円	23,700円
	（合計限度額）	54万円	58万円
後期高齢者支援分	所得割	2.80%	3.00%
	均等割	5,800円	6,400円
	平等割	9,000円	9,600円
	（合計限度額）	19万円（変更なし）	
介護納付金分	所得割	1.60%	2.04%
	均等割	5,000円	6,800円
	平等割	6,000円	8,400円
	（合計限度額）	16万円（変更なし）	

平成30年度の最大限度額は93万円となります。

◎軽減所得の拡大（基礎となる所得合計額の変更）

	平成29年度	平成30年度
7割軽減世帯	基礎控除33万円【変更なし】	
5割軽減世帯	【基礎控除33万円】 +【27万円×被保険者数】	【基礎控除33万円】 +【27万5千円×被保険者数】
2割軽減世帯	【基礎控除33万円】 +【49万円×被保険者数】	【基礎控除33万円】 +【50万円×被保険者数】

【お問い合わせ：財政課税務グループ】

後期高齢者医療制度のお知らせ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることとなっています。平成30・31年度の新しい保険料率は、次の通りです。

	平成28・29年度		平成30・31年度
●均等割 【被保険者が等しい負担】	年間 49,809円	396円増	年間 50,205円
●所得割 【被保険者の所得に応じて負担】	年間10.51%	0.08ポイント増	年間10.59%
●賦課限度額 【1年間の保険料の上限額】	年間57万円	5万円増	年間62万円

【お問い合わせ：住民課戸籍保険グループ】

★有料広告

求人募集

18歳～25歳迄

若い職人を育成・一人前になるまでみっちり教えます！
やる気と根性でついてきてください

石山板金

■業務内容 屋根・内外装板金工事
■お問い合わせ 北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国 247-13
石山板金 代表 石山晃三（☎080-5592-3253）

年金相談のご案内 ★予約締切 5月17日（木） ★開設日時 5月22日（火）10時～12時・13時～15時30分
（完全予約制） ★相談場所：江差町役場 ★予約先：江差町役場 町民福祉課 国保医療係 ☎52-6725

